

【補足版】高年齢者雇用安定法で
60代の会社員は今後どう変化するか？

行列FP 林健太郎
林FP事務所

高年齢者雇用安定法 補足

1. 義務（次のいずれか）

- 定年制の廃止
- 65歳まで定年引き上げ
- 希望者全員を65歳まで継続雇用

2. 創業支援等の措置（努力義務、追加）

- フリーランスや自営業等の起業→会社が業務委託契約し、就業を確保
- 社会貢献事業者と高齢者の業務委託契約、報酬を支払って就業確保
- 労働者の過半数を代表する者等との同意
- 定年制廃止、または70歳以上定年なら導入不要

3. 企業にとっては負担増...

- 雇用を確保する分、コスト増→どうまかなうか？
- まかなえなければ、リストラ、（全体の）減給など

4. 個人はどうすべきか

- 法律が変わったからといって自動で売上は増えない
- 会社の売上を伸ばす努力、または自助（独立）努力を
- チャンスを貪欲に活用しよう

無料プレゼント中！



詳しくはこちら



<https://startup-fp.com/presentpdf>

行列のできるFP事務所プロデューサー 林健太郎

By 林FP事務所